

公 告 第 6 号

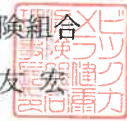
規約の一部変更について

令和8年1月23日付ビック健保発第310号をもって関東信越厚生局に規約変更の認可申請をしたところ、令和8年2月5日付関厚発0205第3号をもって認可を得ましたので、下記のとおり公告します。

令和8年2月9日

ビックカメラ健康保険組合

理 事 長 吉 村 友 宏



記

ビックカメラ健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

1. (準備金の保有方法)

第46条中「平均年額の12分の3」を「平均年額の12分の1」に改める。

附 則

この規約は、令和8年3月1日から施行する。